

石神遺跡第16次調査出土木簡

釈文と解説 奈良文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

①表 方原戸仕丁米一斗

裏 阿之乃皮尔之母

(188)×(9)×2 061 南北溝

※仕丁とは、みぎにおいて様々な官(中央の役所の補役に従事した人々)のことで、全国のサト(五十戸)もしくは「里」と表記から二名ずつ徴発され、各官司に配属されていきました。「方原」は三川国鴨評後の参河国賀茂郡、現在の愛知県蒲郡市付近にあつたサトの名前で、仕丁の出身地の戸(税制上の)一世帯を表しているとみられます。米一斗は、食料として仕丁に支給された米の量でしょう。裏面は別筆で、「あしのはし」として万葉仮名で記されています。

②表

鳥取 二升桜井 二升一升  
青見 二升知利布 二升汗久皮ツ 二升

裏 加牟加皮手 五升  
神久 二升小麻田 二升

295×75×5 061 南北溝

※大型の榊澤木簡です。「地名」+「容量」を一単位とする項目が列記されています。「鳥取」「桜井」「青見」「知利布」は三川国青見評後の参河国碧海郡、現在の愛知県安城市・知立市付近に存在したサトの名前です。二升は米の量でしょう。東大寺正倉院に伝わる奈良時代の文書からは、諸官司に配属されていた仕丁に対して、一日二升の米が支給されていたことが確認できます。この木簡は、三川国青見評の様々なサトから徴発されてきた仕丁に対して、食料米を支給する際の帳簿であると推定できます。

③表 壬辰年九月 三川国

裏 高輪里 物部 乃井六斗

(210)×(24)×5 039 池状遺構

④ 壬辰年九月七日 三川国鴨評

(196)×(12)×5 061 池状遺構

⑤表 壬辰年九月廿四日 万枯里長部大真

裏 呂五斗

213×82×6 062 池状遺構

⑥ 鴨評万枯里物部種部米五斗

217×20×3 062 池状遺構

※③④⑤は因点とも米俵に付けられた荷札木簡です。③④⑤は壬辰年(持統六年、六九二年)九月の日付が記されています。地名はいずれも三川国鴨評後の参河国賀茂郡、現在の愛知県豊田市付近にあたりますので、同一の地域からほぼ同時に貢進された荷札がまとまって捨てられていることとなります。なお、⑥の六斗という容量は、仕丁に支給される食料米のちょうど二ヶ月分に相当することから二升×三十日＝六斗、仕丁の生活費に充てるために貢進された米の可能性ががあります。

⑦表 丙戌年 月十一日

裏 大市部五十戸

(100)×14×2 019 池状遺構

⑧表 三川国青見評大市部五十戸人

裏 大市部遊米六斗

195×23×3 062 池状遺構

※⑦⑧は三川国青見評大市部五十戸(後の参河国碧海郡大市郡)現在の愛知県安城市付近から貢進された荷札木簡です。⑦は丙戌年(朱鳥元年、六八六年)の年紀を記します。サトの表記は、天武十二年(六八三年)頃から「里」表記が出現しますが、この木簡はそれより遅い時期にも古い「五十戸」表記を用いています。

⑨ 己卯年十一月 三野国可尔评

140×34×5 062 南北溝

⑩表 己卯年八月十五日

裏 五十戸神人部

95×23×2 069 南北溝

※⑨⑩は己卯年(天武八年、六七八年)の年紀を記す荷札木簡です。⑨は三野国可尔评(後の美濃国可児郡)現在の岐阜県可児市付近から貢進されたものです。

⑬ 表 汗和評仕儀

(裏) □ □ 互通口

(107) × (23) × 3 081 池状遺構

※汗和評仕野田五十二戸は、後の伊予国宇和郡石野郷、現在の愛媛県宇和町付近にあり、裏面は天地逆に記しています。平城宮跡や宮町遺跡(皇武天皇の(紫香染宮)と推定)、滋賀県信楽町から出土した奈良時代の木簡には、仕丁を「仕」と略記する例があります。よって、仕丁の食料米を詰めた俵に付けられていた木簡と考えられます。

⑭ 表 竹田五十戸六人部乎

(裏) 佐加柏俊書東

121 × 20 × 3 032 土坑2

※且被国水上評竹田五十戸後の丹波国水上郡竹田郷、現在の兵庫県市島町付近の六人部乎佐加という人物から買進された柏の葉に付けられた衙札木簡です。柏の葉は食物を盛る食器として用いられたもので、葉を何枚も重ねて束にし、俵に詰めて送られました。平安時代に成立した「延喜式」にも、丹波国が毎年柏の葉を買進していたことが記されています。

⑮ 於賦

82 × 20 × 3 023 南北大溝

※物品を整理する際の付札木簡と考えられます。「於賦」はおふと読み、白貝(於書)という貝を意味します。ウバ貝の古名ではないかという説もあります。

⑯ □ □ □ 評大夫等前護啓

82 南北大溝

※□ □ □ 評大夫等の前に「護みて啓す」と読みます。「評大夫」と呼ばれる位の高い人物に対して謹んで申し上げる、という意味です。このような表現は七世紀の上申文書には一般的なものです。「評大夫」と読んで評の長官などを意味したものが、「□ □ □ 評」と「大夫」以下を切り離して読むのは明らかではなく、今後の検討を要しますが、官司における職務(まつりごと)に関わる木簡であるとは確実です。

⑰ 表 乎 有朋自遠方来 (不カ)

(左簡) 「大大大大□ □ □ □ (大カ)

(259) × (11) × 18 081 池状遺構

⑱ 表 九々八十一 □ □ □ □

(71) × (9) × 4 081 南北大溝

※⑱は論語「学而」篇の一節「子曰く、学びて時に之を習ふ、亦説はしからずや。朋有り、遠方より来たる、亦楽しからずや。」の習書字の練習文、⑲は九九を記したもので、⑳「論語」を習書した木簡は、昨年度実施した石神遺跡第15次調査や、飛鳥池遺跡(奈良県明日香村、観音寺遺跡徳島県徳島市)などから七世紀のものが出土しており、当時の役人にとってはごく一般的な習書のテキストでした。九九は、呪句(まじない)の文書の可能性もありますが、習書だとすれば、計算を日常的に行なっていた役人が記したものでしょう。

㉑ 留之良奈你麻久

阿佐奈佐尔俊也 (寫書)

91 × 25 × 6 056 池状遺構

※羽子板状の木製品に文字を刻みつけたものです。万葉仮名で七文字ずつ、二行にわたって記しています。読みはるしらになまく あさなきにきやとなります。

㉒ 《意義》

木簡の年紀は天武朝〜持統朝で、すべて評制下の木簡です。昨年度実施した石神遺跡第15次調査出土の木簡と同様、七世紀後半の木簡が大多数を占めています。今回は、仕丁の存在をうかがわせる木簡が多数出土しました。「五十一」(五十二)人の仕丁集団の比率と記された機書土器の出土も仕丁の存在を裏付けています。仕丁は出身地ごとに集団を形成していました。三川國の木簡がまとまって出土したのも、そのこと関係があるとみられます。また、文書木簡や習書木簡など、役人事務活動を示す木簡も出土しました。今回の調査区内では建物の痕跡が見つかりませんが、役人が勤務し、多くの仕丁を使役していた官司が付近に存在したことがより確かなったと言えるでしょう。